

第10回農業委員会総会議事録

- _____

	【開会時刻 1 1 時】
議 長	ただいまから、野辺地町農業委員会、第 1 0 回総会を開会いたします。 本日の出席委員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。 本日の付議案件は 2 件、報告 1 件となっております。 事務局に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 恒例により議事録署名者は議長の指名で差し支えありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、5 番 田村 委員と、6 番 福士 委員 をお願いします。 「議案第 2 5 号 農地法第 5 条」を議題といたします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	議案書 1 ページ、お開き願います。 議案第 2 5 号 農地法第 5 条の規定に基づく農地転用許可申請書の提出があったので、意見を決定するため審議を求めるものであります。 【議案第 2 5 号、議案書をもとに朗読、説明】 議案書 2 ページに第 5 条許可申請に係る調査結果がありますが、許可基準判断全ての項目において問題がなく、許可相当と思われます。 議案第 2 5 号の説明については以上となります。
議 長	それでは議案第 2 5 号について、御審議願います。 御質問等ございませんか。
委 員	(なし)
議 長	議案第 2 5 号について、原案のとおり決定することで御異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 2 5 号については許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、「議案第 2 6 号 野辺地町特別融資制度推進会議設置要領の一部改正について」を議題といたします。

事務局	議案書 3 ページ、お開き願います。 議案第 2 6 号 野辺地町特別融資制度推進会議設置要領の一部改正について町への意見を決定するため審議を求めるものであります。 別に要領案及び新旧対照表をお配りしてありますので、ご覧ください。 右角に別紙資料と記載されているものです。 この要領は農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために推進会議を設置し、その運営に必要な事項を定めることを目的としているものであります。 今回改正となる点は 3 カ所あり、要領案及び新旧対照表の朱書きされている部分であります。 改正理由について説明いたします。 まず第 1 は、認定農業者制度の広域認定の開始に伴うものであります。広域認定とは、複数市町村で農業を営む農業者が、認定農業者の申請をする場合は、町に代わって県又は国が認定を一括で行うことになりました。 しかしながら、推進会議については広域の場合でも、従来どおり、広域認定に係る市町村のいずれかで開催されれば足りるように、項目を追加するものです。 2 つ目の理由ですが、融資機関への事務委任限度額の改正によるものであります。 議案第 2 6 号の説明については以上となります。
議 長	それでは議案第 2 6 号について、御審議願います。 御質問等ございませんか。
委 員	(な し)
議 長	議案第 2 6 号について、原案のとおり決定することで御異議ございませんか。
委 員	(異議なし) 異議ないものと認め、議案第 2 6 号については意見なしとして町へ回答いたします。 次に、「報告第 1 5 号 農地法第 3 条の 3」を議題とします。 事務局の説明をもとめます。
事務局	報告第 1 5 号 農地法第 3 条 相続等による権利移動について報告します。 【報告第 1 5 号、議案書及をもとに朗読、説明】 報告第 1 5 号の説明については以上です

議 長	それでは、報告第 1 5 号について、御意見等ございませんか。
委 員	(な し)
議 長	質問も無いようですので、これをもちまして本日の議事を終了いたします。 【閉会時刻 1 1 時 0 8 分】